

11月祭日程短縮問題等について

【ご質問】（投稿日：2019年7月11日）

「11月祭事務局への通達について」に対するご回答を踏まえ、以下の通り質問いたします。

1-1. 「準備期間において、学生が準備を理由として教員に対して教室場所の変更や休講を願い出るなど、本学の教育にとって明らかに不適切なことが行われてきました」とのことですが、学生が教員に対して休講を非合法な手段で強要したならともかく、「教室場所の変更や休講を願い出」ただけであれば、「不適切なこと」には当たらないと考えられますが、何故「不適切」と判断されたのか、ご回答願います。

1-2. 「願い出」られた教員の意見等を聴取したのかご回答願います。

1-3. 「願い出」られた講義について（具体的な科目名、開講場所、願い出られた件数、実際に教室場所が変更された件数、実際に休講になった件数等）ご回答願います。

2. 「前夜祭」の主催団体は11月祭全学実行委員会ではなく応援団であって、11月祭とは全く別の祭典であるので、11月祭の日程を短縮するような通達を出す理由にはならないと考えますが、この点についてどのようにお考えか、ご回答願います。

3. 「然るべき手続きを経て決定しました」とのことですが、これではよくわからないので、より具体的に決定プロセス（特にどこの会議等の承認を得たのか）をご回答願います。（具体的にご回答がなければ、正当な手続き無しにごく一部の理事あるいは部署の独断専横で決定されたものと見なされると考えられます）

4-1. 「昨年の11月祭期間中に近隣住民の方から深夜の騒音に対して苦情があり」とのことですが、本当に京都大学の「近隣住民の方」なのかを確認されましたでしょうか。

4-2. 11月祭は本部構内と吉田南構内の広い区域で開催されていますが、「深夜の騒音」とは具体的にどの辺りからの騒音でしょうか。

5-1. 「泊まり込みの間に教室内の破損等があった」とのことですが、具体的にどのような破損があったのでしょうか。また、どのようにして「泊まり込みの間」の破損であると判断されたのでしょうか。

5-2. 具体的にどこの教室で破損があったのでしょうか。せめてどの建物かぐらいはお答えください。

5-3. 「泊まり込みの間に教室内の破損等があった」件数をお答えください。

6. 「泊まり込みの間に教室内の破損等があった」のであれば、当該教室を使用していた団体の泊まり込みを今年度禁止したりすれば済む話であると考えますが、11月祭内で一律に「夜間泊まり込みを認めない」理由は何でしょうか。

7. 「11月祭事務局への通達について」に対するご回答の7がいまいち理解できない（話がかみ合っていないような気がする）のですが、そもそも「11月祭に参加・来場するのは京大生全員ではなく、そのような行事に全学的な配慮をする必要がないと認識している」という情報が誤りだったのでしょうか。あるいは、「元はそう認識していたが、その認識は撤回する」ということでしょうか。

8. 「第61回京都大学11月祭の日程短縮に関する意思調査」の結果が11月祭事務局によって発表されました（京都大学のWebサイトの「11月祭と前夜祭」の11月祭公式サイトへのリンクから確認されたい）。回答者総数5430人のうち、5274人が11月祭全企画の4日間開催を望み、5764人が「今年度の11月祭において、11月祭が終了したのちの講義に支障をきたすような施設利用をしないことを約束した」とのことです。全学学生のおよそ4分の1が回答したということで、そもそも11月祭にあまり縁のない院生や遠隔地キャンパスの学生や意思調査の存在が伝わりにくかった学生の存在や、1回生の過半数が回答していることを加味すれば、11月祭に縁のある学生の意思をほぼ反映したものであるとしてもよいと考えられます。この結果を考慮すれば、当然当該通達の一部を撤回すべきであると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

【回答】（回答日：2019年10月9日）

（教育推進・学生支援部厚生課、国際高等教育院）

以下のとおりご質問に回答します。

1-1. 授業の実施を妨げようとする行為は不適切です。

1-2. 聴取しています。

1-3. 具体的な科目名等についてはお答えしかねます。

2. 応援団については、授業時間内の準備を行わない等の指導をしています。

3. 先の投稿への回答のとおりです。

4-1. 確認しています。

4-2. 主に吉田南4号館付近です。

5-1. 机のキャスターの破損や壁の剥離、破損などが確認された部屋では、毛布や酒瓶や荷物等の放置も多く、その後の授業実施に支障をきたすほどアルコールの匂いが強く残った部屋もありました。11月祭期間中は毎日終了後に11月祭事務局の学生と教職員が巡回し、異常の有無等の確認を行っていることから、これらの異常については泊まり込みの間に発生したものであると判断しました。

5-2. 吉田南1号館および、吉田南4号館の教室です。

5-3. 2018年度に発生した教室内の被害は10件程度です。

6. 11月祭事務局からの要望を受け、話し合いを重ねた結果、今年度については真に必要と認められる企画のみ夜間泊まり込みを認めることにいたしました。

7. 「全学的な配慮をする必要がないと認識している」という事実はありません。

8. 11月祭事務局からの要望を再検討し、授業等の妨害をしないことを条件に準備を認めることにいたしました。